



から違法行為再発見日(10月27日)までの3日間の罰金を計算して、本日当該企業へ処罰告知書を送達した。大気条例の関連規定に基づき、当該企業がずっと改正を拒否して黒煙を排出する場合、法律規定により当該企業に再度”日単位罰金計算”を実施する。

#### ◇ 新条例の効果

“環保百日執行大検査”初日の検査で、上海富平食品有限公司の黒煙(10月11日報道)が発見され、上海市環境監査総隊は調査及び監督を行った。10月22日、上海市環境監査総隊は当該企業に処罰決定書を発行すると共に即時整頓改正を命じた。当該企業は、環保執行員から”大気条例”及び”日単位処罰計算”等の関連規定の説明を聞いて自ら改正命令決定の翌日から違法行為を停止し、大気汚染治理設備を再稼働した。

全市環保部門は10月8日から石炭燃焼ボイラー”百日環保大検査”を開始し、10月24日までに841社企業を巡査及び検査して違法行為調査45件、整頓改正命令22件、処罰決定書5件を立案した。

以上、翻訳終わり。

この話題はテレビのニュースでも放映されました。

環境監察総隊の人が来てるのに、おじさん平気でボイラーに木くず放り込んでます。

テレビ報道 → <http://www.letv.com/ptv/vplay/21074746.html>

さて、今回罰則となった大気污染防治条例の第101条は以下となります。(添付参照)

処罰書を渡された翌日以降も違反した状態で操業を続けた場合、一日当たり2万5千元×日数の罰金となります。今回摘発第一号の会社は3日間で7万5千元の罰金となりました。

以前よりこのエコマガでも「政府の本気度」をお伝えしておりますが、残念ながら未だに未対応の日系企業も多く、違反をされている事に気付いていない企業様が非常に多いのが実情です。

「生産に追われていて、今は設備の省エネ化や環境対策どころではない」と言われる方もおられますが、関連法に違反している場合は生産どころでは無くなるという現実をもう少し真剣に考えるべきでしょう。

つい先日も当社のお客様で、ボイラーの排出基準が気になり当社へ測定の依頼がきました。

測定した結果はボイラー排出基準を超えておられ、すぐにボイラーの入替えを行わなくてはいけなくなりました。

再度強調させていただきますが、『現状を把握される事無く、操業を続ける行為は完全に自殺行為となります。』

上海市大気污染防治条例、上海市ボイラー大気汚染物排放標準(DB31/387-2014)は10月1日より施行されていますので、ボイラーを使用されている企業は速やかに現状調査を実施されるようご検討下さい。

基準値を超えている場合は早急に対処が必要です。

また、測定機器も政府公認のもので無ければなりません。弊社でも政府ガイドラインに従った測定サービスも行っておりますので、必要あればご用命下さい。

詳細をご希望のお客様は、私の方へご連絡頂ければ現状を詳しくご説明いたします。

今必要なのは、まさしく「備えあれば憂いなし」です。